

令和8年度 掛川市市民チャレンジ公募事業委託 実施要領

1. 目的

学生団体や市民活動団体、地縁団体、企業等の柔軟な発想や専門性を基にしたアイデア、ノウハウを生かした活動を行政と協働で行うことにより、より充実した公共サービスの提供や行政だけでは解決が困難な課題へ取り組むなど、多様な主体による豊かな地域づくり、住みよいまちづくりの実現や、市民が様々なことにチャレンジすることを応援し、まちづくり等の活動に積極的に取り組める環境や機運の醸成を図ることを目的としています。

2. 事業形態

市が提示した募集テーマについて、企画提案していただきます。提案していただいた事業を審査させていただき、採択された場合は、委託契約を締結します。

3. 募集テーマ

次の①～④のテーマについて、課題解決の手法をご提案ください。【 】内に記載されている課は、協働先です。今年度は、テーマ①～③の市民チャレンジ枠およびテーマ④の高校生チャレンジ枠の2種類のカテゴリーに分けて募集します。

(1) 市民チャレンジ枠

①持続可能な地域コミュニティを目指す事業 【未来共創課】

■概要

日々の生活や地域の安全安心などにおいて地域コミュニティ（自治会やまちづくり協議会）の果たす役割は大きなものがあります。一方で近年、構成員の高齢化や若者流出、外国人の増加など地域コミュニティを巡る環境は大きく変化しています。そのような中で幅広い世代の方や外国人などの参画を促す仕掛けづくりなど持続可能な地域コミュニティを目指す事業を募集します。

あわせて、地域の高齢者が社会参加を通じて生きがいや役割を実感できる場づくりや活動の創出を図る事業も歓迎します。

②海岸線及び中山間地域の地域資源を活用した賑わい創出につながる事業 【未来共創課】

■概要

当市では、令和5年度に「掛川市海岸線地域ビジョン実施計画」を、令和7年度に「掛川市中山間地域振興計画」を策定し、各種事業を推進しています。近年、人々の価値観が多様化し、体験を中心とした質の高いローカルカルチャーを楽しむ方が増えています。地域資源を活かしたここでしかできない体験の提供などにより、地元や来訪者が中山間・海岸線地域の魅力に出会い、何度も訪れたいくなるような持続可能で地域の方々が元気になるまちづくりにつながる事業を募集します。

③学齢期のこどもの居場所を充実する事業 【こども政策課】

■概要

すべてのこども・若者が安心して過ごせるよう、こども・若者のニーズに合った多様な居場所づくりの取り組みが必要です。特に、学齢期のこどもについては、放課後や夏休み期間などに自分で行ける範囲に気軽に行ける居場所の充実が望まれています。そこで、地域の資源や民間の知識・能力を活かして実施する、学齢期のこどもの居場所、特に放課後や夏休み期間などの居場所を充実する事業（年4回以上の開催及び、次年度以降の継続が見込めるもの）を募集します。

(2) 高校生チャレンジ枠

④高校生団体が提案する社会貢献につながる事業 【未来共創課および関係課】

■概要

高校生が思い描くまちづくり活動（社会貢献活動）を対象とし、地域課題の解決や市民ニーズの実現を図るための事業について幅広く募集します。（本要領4ページ「特定非営利活動促進法第2条別表」に記載された活動を参考としてください。）

※共通事項

基準点（70点）を満たした事業の中から募集テーマごと最も得点の高い事業を採択します。ただし、予算に余裕がある場合は、予算の範囲内ですべてのテーマの中から得点の高い事業の順に採択するものとします。

事業の選考方法については、「9. 事業の選考」をご覧ください。

4. 委託上限金額

委託上限額は次のとおりです。受託希望額に対して、満額委託契約できるとは限りません。

○市民チャレンジ枠委託上限額 30万円（税込）※テーマ①～③

○高校生チャレンジ枠委託上限額 15万円（税込）※テーマ④

※業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い（前払い）が可能です。

5. 応募資格対象者

掛川市内に事務所や拠点がある学生団体・市民活動団体・地縁団体・企業を原則とします。ただし、掛川市民を対象とし、掛川市内で実施される事業を行う団体にあっては、この限りではありません。

○市民チャレンジ枠

次の(1)～(4)のいずれか及び(5)に該当する団体が応募可能です。

(1) 市民活動団体

ア 特定非営利活動法人

イ 市民活動を行っている非営利の団体

① 5人以上の会員で組織していること

② 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号^{*1}に該当すること

- ③ 組織の運営に関する規則（会則等）があること
- ④ 予算・決算を的確に行っていること
- ⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること
- ⑥ 提案に係る事業を的確に遂行できる能力を有すること
- ⑦ その他公の秩序に反する団体でないこと

(2) 地縁団体

- ア 自治区・地区
- イ 地区福祉協議会（地区福祉委員会）
- ウ その他市長が認める団体

(3) 企業（営利を目的としないこと）

(4) (1)～(3)の共同事業体

(5) これまでに掛川市市民チャレンジ公募事業の採択履歴がないこと。

※1 特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日 法律第 7 号）第 2 条第 2 項第 2 号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

○高校生チャレンジ枠

次の(1)～(8)の要件を満たす団体が応募可能です。

- (1) 3人以上からなる団体で、高等学校に在籍するもの（高校生）が中心となる事業であること。
 - ※同一世帯（家族）のみで構成しないこと。
 - ※学生であることの証明となるものをご提出いただくことがあります。
- (2) 構成員の中に 20 歳以上の責任者（保護者、教員可）を含むこと。
 - ※責任者は、事業全般について責任を負う人をいう。
- (3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号^{※1}に該当すること。
- (4) 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- (5) 予算・決算を的確に行っていること（行うこと）。
- (6) 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。
- (7) 提案に係る事業を的確に遂行できる能力を有すること。
- (8) その他公の秩序に反する団体でないこと。

6. 事業の要件

対象となる事業は、次の項目の全てに合致する事業とします。

- (1) 不特定多数の市民を対象とし、かつ公益性が高いと認められる事業
- (2) 特定非営利活動促進法第2条別表^{※2}の範囲内とし、地域課題の解決や市民ニーズの実現を図るための事業
- (3) 令和9年3月15日(月)までに終了する事業(単年度事業)
- (4) 原則市内で実施される事業
- (5) 営利、宗教、政治に関わる事業ではないこと
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
- (7) 事業の内容が違法でないこと
- (8) 予算の見積もりが適正に行われる事業
- (9) 地区住民の交流行事等の親睦イベントなどの事業でないこと
- (10) 既に実施されている市からの委託事業又は補助事業ではないこと
- (11) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業でないこと。

※2 特定非営利活動促進法(平成10年3月25日 法律第7号)

第2条別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

7. 対象経費

(1) 事業費

委託金以外の収入として、サービスの受益者から徴収した実費程度の負担金を事業費に充てることができます。その場合、あらかじめその金額を予算書で明らかにしてください。

なお、委託金以外の収入を見込み、不足が生じたときは実施者が負担するものとします。

(2) 対象経費

対象経費は以下の項目とし、事業実施に直接必要となる経費のみとなります。

項目	内容	対象外経費(例)	備考
報償費	外部の講師の謝金・お礼品、専門的技能を有する協力者への謝金	高額な参加記念品	
旅費	講師等の交通費や宿泊費、講師打合せや調査・研究による経費 ※新幹線を利用する場合は事前にご相談ください。	スタッフの通勤費、事業に直接関係しないスタッフと参加者の移動経費	ガソリン代の場合は37円/km
文具消耗品費	事務用品(1個あたり1万円(税抜)以内、原材料費(燃料費等を含む))	1個あたり1万円(税抜)を超える事務用品	
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費		
食糧費	講師等の弁当(1個あたり1,000円(税抜)以内)、ワークショップでの茶菓子	スタッフの弁当、慰労会、酒代	
通信運搬費	事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信料	使用金額が特定できない電話・携帯電話料・インターネットの通信費	
使用料及び賃借料	会議室・備品の使用料、車両・機材等の借上料	事務所の借上料	
手数料	シルバー人材センター手数料、振込手数料、クリーニング代等	社会通念上スタッフが行える人的サービス	
保険料	参加者や講師等に対する保険料	参加者自らが負担すべき保険料	
人件費	事業実施にかかわる必要な人件費	事業に関係ない人件費、団体の運営に関する人件費	人件費単価、労働時間数がわかるようにすること
その他	その他市長が必要と認める経費		事前にご相談ください。

(3) その他

ア 対象経費は事業費を原則とし、団体の運営費は対象としません。

イ 備品資産となるものについては、対象経費としません。

ウ 個人の資格取得や資格の維持にかかる経費は対象としません。

エ 委託金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理してください。事業完了時に確認します。また、帳簿及び書類を、委託契約を締結した年度終了後5年間保管してください。なお、領収書に明細がある場合は必ず添付してください。

オ 委託金が余った場合は、返金していただきます。この場合、変更申請と変更契約が必要になります。

8. 応募方法

次の書類を作成し、未来共創課までご提出ください。なお、事業の提案は、1団体につき1件とし、提出された書類は返却しません。(メール提出可能です。)

応募する前に必ず当課へ事前相談をしてください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第1号)※応募時は押印不要。

- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体概要書（様式第4号）
- オ 団体の定款・規則・会則等
- カ 団体の活動事業がわかるもの（任意）
- キ その他、市長が必要と認めるもの

(2) 提出先

掛川市役所 未来共創課 共創推進係（本庁3階）
 （〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL 0537-21-1129）

(3) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで【必着】

9. 事業の選考

提出された書類を審査し、基準点を満たした事業を採択します。

(1) 選考方法

選考は、次の評価項目のもと、市が選定した選考委員によって行い、基準点に達した事業を採択候補とします。ただし、複数事業が採択候補となった場合は、募集テーマごとに得点の最も高い事業を優先し、予算枠にさらに余裕がある場合は、予算の範囲内で、すべてのテーマの中から得点の高い事業の順で採択候補とします。

評価項目	評価ポイント
① 課題分析（20点）	・募集テーマを分析し、課題やニーズを的確に捉えているか。
② 事業効果（20点）	・事業を実施することで事業目的に対して効果が見込まれるか。
③ 実現可能性（20点）	・事業スケジュールや収支計画が適正か。 ・事業実施体制が整っているか。
④ 創造性（30点）	・応募団体ならではの発想を生かした新たな視点による事業か。
⑤ 協働の効果（10点）	・応募団体と市の担当課が担う役割が明確化されているか。 ・市と協働することで相乗効果が見込まれる事業か。

※配点の70点を基準点とします。

※選考結果は、後日通知します。

※事業によっては、「担当課（協働先）の所見」も踏まえ、総合的に選考します。

※対象経費を審査した結果、要求額に対して減額での採択となる場合もあります。

※提出された書類は原則公開とし、ホームページ等で公開することがあります。

※選考結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

(2) 選考委員

市民活動に関して専門知識を有する者及び掛川市職員から7人以内とします。

(3) プレゼンテーション（市民チャレンジ枠のみ）

提案内容を選考委員に説明いただくプレゼンテーションを次のとおり行っていただきます。（都合により日時・会場が変更となる場合があります。）

日時 令和8年5月20日(水) 13:30 ~ (1団体につき発表、質疑応答各10分)

場所 掛川市役所4階 会議室2

※詳細については、受付期間終了後に改めて応募団体へ連絡します。

10. 事業が採択された場合

選考後、採択候補となった団体と市(未来共創課および関係課)は、事業内容及びそれぞれの役割について協議し、事業内容を確定させます。確定した事業内容に基づいて、委託契約を締結します。

※契約締結の際には、「企画提案書」に押印が必要となります。

※契約書に収入印紙(委託経費対象外)の貼付が必要となります。

11. 事業実施について

委託契約を締結した団体は、事業計画書、収支予算書に沿って事業を実施してください。

【事業の実施】

(1) 委託金は、委託事業以外に使用しないでください。

(2) 事業を周知するためのポスター・チラシ等の印刷物を作成する場合は、必ず「令和8年度掛川市市民チャレンジ公募事業」であることを、次の記載例のように明記してください。

<記載例>

令和8年度掛川市市民チャレンジ公募事業

(3) 可能な限り、報道機関への情報提供を行うように努めてください。その場合も、「令和8年度掛川市市民チャレンジ公募事業」であることを必ず明示し、取材の際には必ずその旨を伝えてください。

【事業内容の変更】

事業の内容に変更がある場合や委託金額に変更がある場合は、必ず未来共創課及び担当課に事前に協議のうえ、以下の書類を再度提出ください。※変更する内容によっては変更契約が必要になります。

ア 変更企画提案書(様式第5号)

イ 変更事業計画書(様式第2号)

ウ 変更収支予算書(様式第3号)

エ その他、市が必要と認める書類

【事業終了後】

事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。

ア 業務完了報告書(様式第6号)

イ 事業報告書(様式第7号)

ウ 収支決算書(様式第3号)

エ 収支決算書に関する領収書等

- オ 写真等（事業に関わる主な場面の写真・パンフレット等の印刷物を作成した場合、その印刷物）
- カ その他市長が必要と認める書類

【情報公開】

採択された事業は、事業報告書及びその付属資料についてホームページ等で公表することがあります。

12. 主なスケジュール（予定）

- 
- ステップ1 相談及び応募受付期間** 令和8年4月1日（水）開始
 - ・書類提出前にあらかじめ希望日時をお知らせのうえ、当課に相談してください。
 - ステップ2 提出書類受付期限** 令和8年5月13日（水）必着
 - ・必要書類を揃えたうえ、当課まで提出してください。※期限厳守。
 - ステップ3 選考期間** 令和8年5月14日（木）～
 - ・提出された申請書をもとに選考委員による審査を実施します。
 - ・応募団体によるプレゼンテーション 令和8年5月20日（水）
 - ステップ4 委託先等の決定・契約締結** 令和8年6月末頃 ※目安
 - ・採択候補となった団体と市は、事業内容及びそれぞれの役割について協議し、事業内容を確定させます。
 - ・確定した事業内容に基づいて、委託契約を締結します。
 - ステップ5 事業実施・完了・委託金の支払い** 令和9年3月15日（月）まで
 - ・事業計画書及び収支予算書に沿って事業を実施してください。
 - ・業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い（前払い）が可能です。
 - ※請求書を提出いただいてから振込までおよそ3週間かかります。
 - ・事業完了後、必要書類をご提出ください。

13. 令和7年度採択実績

- 【事業名】 不登校児童と保護者の支援プロジェクト
【団体】 551ホール活用チーム
【概要】 不登校児童とその保護者が自らの目標を発見するきっかけを提供することを目的とし、不登校児童に居場所の提供および心身の成長を促す取り組みを行い、その保護者への支援として、パソコン基礎スキルを習得できる講座を提供する事業
- 【事業名】 お出かけついでに立ち寄ろう ことばと発達の相談会
【団体】 cotobatoco life design
【概要】 公的な相談先や療育先につなげる橋渡しの役割を目指し、週末に子連れでお出かけする際「ついでに、気軽に」ことばと発達について相談できる場を提供する事業
- 【事業名】 柔道場を起点としたインクルーシブな居場所づくり
【団体】 心結館
【概要】 年齢、性別、国籍、障害の有無など関係なく一緒に柔道や食育、木育、防災、創作など様々な体験をすることで、多様な背景を持つ人々が助け合い、尊重しあうということを体験できる居場所を提供する事業
- 【事業名】 五感で旅するとうもんの冬
【団体】 NPO 法人とうもんの会
【概要】 とうもんエリアの冬の魅力である海岸線の雄大な景色・風紋等を巡るモニターツアーを開催して魅力を伝え、参加者から SNS 等によりとうもんエリアの魅力を市内外に発信する事業
- 【事業名】 1～2歳児親子の自然体験・交流活動
【団体】 野いっちゃん～野いちごおやこの会～
【概要】 子どもたちが自然の中で自主的に遊ぶ機会を創出するとともに、母親が人とのつながりの中で安心して子育てができる環境づくりを行う事業
- 【事業名】 「よこすかしろ」を存続させたい！！
【団体】 静岡県立横須賀高等学校3年家庭コース
【概要】 「よこすかしろ」の魅力発信を目的に「よこすかしろ保存会」の指導のもと、高校敷地内でサトウキビを栽培、製糖まで行うとともに、地域の「よこすかしろ」を活用したレシピ開発を行う事業
- 【事業名】 新横須賀バス停お花いっぱいプロジェクト！
【団体】 静岡県立横須賀高等学校地域交流活動部
【概要】 バス停に四季折々の花を植えたプランターを設置し、その管理をすることを通じて、高校生と地域住民が交流する空間、誰もが気持ち軽やかに笑顔で挨拶が自然にできる空間をバス停周辺につくる事業

あなたの夢、
描いたつづきは
掛川で。



「茶のみやきんじろう」

©掛川市

○この事業に関するお問い合わせ、申し込み先は

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 生涯学習まちづくり部 未来共創課 共創推進係

TEL：0537-21-1129

FAX：0537-21-1165

E-mail：kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp

掛川市 HP

